



27 議委第95号
平成28年3月1日

南会津町議会
議長 五十嵐 司 様

南会津町議会文教厚生委員会
委員長 大 桃 英 樹



委員会調査報告書

本委員会所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件 南会津町ボランティア連絡会との懇談会
(議員提案により制度化されたボランティアポイント制度についての意見交換)
2. 日 時 平成28年1月18日(月)午後1時30分
3. 場 所 南会津町福祉ホール
4. 参 加 者 委 員:大桃英樹・渡部訓正・丸山陽子・山内 政・高野 精一・室井嘉吉
事務局 舟木浩隆

5. 調査の経過又は概要(意見)

◇ポイント制度について

【経緯】

平成25年9月 文教厚生委員会で福岡県篠栗町を視察

9月定例会一般質問にて湯田秀春委員長がボランティアポイント制度を提案

平成26年8月 南会津町福祉ボランティアポイント制度施行

【目的】

①ボランティア活動参加者の健康保持増進

②高齢者が安心して生活できる地域社会づくりの推進

⇒文教厚生委員会としては、特別養護老人ホームなど介護施設利用者のクオリティオブライフを向上させるため、施設任せではなく、町民のボランティア参加をより促すことで、福祉の充実を目的としたポイント制度を提唱する。

◇懇談内容(出された意見)

- ・ポイント制度の導入に際し、町ボランティア連絡会との十分な懇談などがないまま、制度化したことで、当事者(ボランティア活動参加者)にとって使いにくい制度になっている。
(例) 指定された施設のみでのポイント付与、カードを忘れた際の柔軟な対応なし、戸別訪問等も認められない、町民以外の会員にはポイントが付与されない
⇒狭い視野の制度であり、ボランティア活動の区分けにつながっている
- ・町担当課は、導入した翌年度に制度の見直しを約束したが進んでいない。また、制度に関する質問書を提出したが、回答は「検討」が多かった。
- ・この制度は狭い視野であり、ドイツをはじめヨーロッパ諸国などの充実した福祉、支援体制が整っている国や地域と比較すると「意識の遅れ」を感じる。
- ・ボランティア活動の参加者は、ポイントが欲しくて活動しているわけではない。
- ・障がい者や高齢者が少しでも健康で生きられるように、振興計画や福祉計画を策定していただきたい。また、その際は現場の声に耳を傾け、対話の場を設けてほしい。

6. 所見

この制度の本来の目的は次の3点でしたが、制度化にあたり、町ボランティア連絡会との十分な協議の場がなかったことで、利用の仕方や考え方に乖離が生まれたものと考えられます。

- ①福祉の向上(特に介護施設に入居する高齢者のクオリティオブライフ向上)
- ②町民のボランティア意識の醸成
- ③町民のボランティア参加向上

町担当課としては、まずは制度化し、より良い事業に作り上げていく意識が強く、長い期間を想定した制度設計に努めました。しかし、制度は条例や要綱を作ることで目的が達成されるものではなく、周知、対話、制度の見直しが必要です。

制度化されたものの、周知や関係者との対話、活動している方への理解を深めていく機会を作っていくことも大切なことです。

町ボランティア連絡会との懇談会后、町担当課長に聞き取りしたところ、そこで見えた問題点は次の3点です。

- ①ボランティアに携わる方々への説明不足、また参加者の理解不足
- ②制度の目的を達成させるための周知不足
- ③制度を改善していくための調整不足

町担当課ではこれらの問題点を解消するため、ボランティア連絡会との対話の場を3月中に設けることで調整しています。今後も関係団体、関係者の声に耳を傾け、より良い制度にしていく必要があります。

一方、この制度において、町と町民を結ぶ機関となる「ボランティアセンター」の役割は大きく、行政と町民の協働を果たすためにも、同センターの充実や強化を同時に進めるべきと考えます。

また、議会としても「施策提案ができる議会」を目指しておりますが、提案だけにとどまらず、その後の監視と制度の充実を目指した調査も必要であると感じました。

この制度が、町民のボランティア活動をより促進し、助け合いのまちづくりに寄与する制度になることを期待します。